

陳述及び立会い等に関する意向について

この書類は、あなたが行った地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求について、法定の要件を満たしていると認められた場合に行われる同条第7項の規定による証拠の提出及び陳述並びに同条第8項の規定による陳述への立会い等に関する意向を確認するものです。

なお、法定の要件を満たしていない場合には、証拠の提出及び陳述の機会は付与されませんので、ご承知おきください。

1 証拠の提出及び陳述について

(1) から (3) までの項目について、どちらかに○を付してください。

(1) 証拠の提出

<input type="checkbox"/>	証拠の提出をする
<input type="checkbox"/>	証拠の提出をしない

(2) 陳述

<input type="checkbox"/>	陳述を行う
<input type="checkbox"/>	陳述を行わない

(3) 陳述書の提出

<input type="checkbox"/>	陳述書を提出する
<input type="checkbox"/>	陳述書を提出しない

※「陳述を行わない」に○を付した場合、「2(1) 請求人の陳述への立会い」及び「3 傍聴について」の記入は不要です。

2 立会いについて

監査委員は、必要と判断した場合に、請求人の陳述の聴取に執行機関等を立ち合わせ、執行機関等の陳述の聴取に請求人を立ち合わせることができます。

(1) 及び (2) の項目について、どちらかに○を付してください。

(裏に続く)

(1) 請求人の陳述への立会い

	陳述の聴取に執行機関等が立ち会っても差し支えない
	陳述の聴取に執行機関等が立ち会うことを望まない

(2) 執行機関等の陳述への立会い

	執行機関等の陳述の聴取に立ち会うことを望む
	執行機関等の陳述の聴取に立ち会わない

※立会いは監査委員が必要であると認めるときに行われるものであり、立会いを求める請求権はありません。

3 傍聴について

あなたの陳述を第三者が傍聴することについて、どちらかに○を付してください。

	傍聴されても差し支えない
	傍聴されることを望まない

年 月 日付けで行った住民監査請求に係る請求人としての
意向は、以上のとおりです。

年 月 日

千葉県監査委員 様

住 所 _____

(代表者) 氏 名 _____

※共同で住民監査請求を提出している場合は、代表者が署名してください。